

土地区画整理事業運用指針改訂の概要

1. 構成の変更

- (1) 平成 13 年の運用指針策定時に必要だった前文「はじめに」から始まる構成を改め、前文を削除。
- (2) 土地区画整理事業の基本的な考え方を示す「Ⅲ－1」において、過去に果たした「役割」を中心とした記述を、今日の「効果」を中心とした記述に変更。
- (3) 事業の手順に沿った説明の中で、完了手続きの一つとして後方に記載していた「換地計画」の節を、実際の換地設計の検討時期にあわせて「建築物等の移転・除却」の節の前に移動。
- (4) 事業の手順に沿った説明の最後に触れていた事業完了後を視野に入れた事業の進め方についての記述を、項目を独立させて『地域全体の「価値」・「持続性」を高めるまちづくりを目指したこれからの事業のあり方』として記述を充実。

2. 制度改正等への対応

下記の法改正をはじめとした制度改正や、地籍整備型土地区画整理事業についての通知等の技術的助言に対応して、制度運用にあたっての留意事項等の記述を修正又は新設。

- ・ 高度利用推進区制度創設 (H14)
- ・ 都市再生機構法制定 (H15)
- ・ 会社施行制度創設 (H17)
- ・ 津波防災住宅等建設区制度創設 (H23)
- ・ 立地適正化計画制度創設 (H26)
- ・ 誘導施設整備区制度創設 (H30)
- ・ 防災住宅建設区制度創設 (R2)

3. その他

- (1) 階層構造にあわせて項目番号を整理。
(I II III > 1. 2. 3. > (1) (2) (3) > ① ② ③)
- (2) 「権利者」、「地権者」、「住民」などの記述に統一感がなかったところを、初出で用語を正確に定義して記述を整理。
- (3) 土壌汚染対策や環境影響評価などの関連制度の改正に伴う記述を修正。
- (4) 平成 13 年の運用指針策定後に発出された土地区画整理事業に関する主な通知を整理し、参考資料として添付。